

# 第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース 21号

発行：2011年1月20日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>



判決に向けて今年が正念場  
原告の皆さんの更なる協力を

第四次厚木爆音訴訟原告団  
団長 藤田 榮治



## 迎春

第四次訴訟原告の皆さん、二〇一一年の新春をいかが迎えられたでしょうか。政権交代から八月半ばで鳩山政権が崩壊、後を受けた菅内閣も迷走を重ね、政権交代に期待した国民の夢はことごとく消されてしまい、そんな新年の幕開けとなりました。とりわけ沖繩県民の総意を無視した米軍基地問題への対応は政権維持すら危ぶまれるような状況になってい

ます。それだけに全国の仲間との連帯の輪を広げ、大きな世論を巻き起こし国民の命と生活、反基地平和を守る運動を築いていくことが、私たちに課せられているのではないのでしょうか。その運動の一つ、私たちの裁判闘争は昨年、九月から原告本人尋問が始まり、法廷に立ったそれぞれの原告が、爆音被害の実態を自分の体験をもとに適切に訴え、被告・国の反対尋問にも憶せず堂々と論破し、法廷内では原告が国を追い詰めている様子を鮮明に描き出しています。この威勢をさらに持続させ裁判勝利にしっかりと足がかりを築いて行きたいと思えます。今年は一審判決に向けた正念場になります。原告の皆さんの更なる協力を訴えたいと思

います。さて、今年四月に統一自治体選挙が行われます。この選挙に厚木爆音同から、荻窪幸一議員が大和市長選に立候補することになりました。沖繩や岩国の闘いにも驚かされるように、行政（市長）と市民運動が一体となったときに国を動かす大きな力になります。

是非大和市長選に勝利し、基地・爆音問題を一步步前進させ私たちが願う「爆音のない平和で静かな市民生活」を実現させる確たる足がかりを築きたいと思えます。原告の皆さんの大きなご協力をお願いいたします。



【新年のごあいさつ】

第四次厚木訴訟弁護団長  
中野 新



二〇一一年新年お目出度うございます。第四次訴訟も本年は核心的な部分に入ることになります。昨年から原告本人尋問に入っていますが、この予定も三月から五月ころには終わるし、その後は学者、研究者の方から、本行政に訴訟の適法性、爆音の健康に及ぼす影響についての科学的知見、国の主張する昼間時間控除後のW値のナンセンス、日米安保は日本の安全保障に本当に役立つか、などの命題に関する鑑定的意見をいただくことになるでしょう。また本年中には、裁判官が直接現地に来て、自分の目や耳で、すさまじい爆音の実態、墜落の恐怖を体験してもらおう検証を、逃げ回る米軍や自衛隊から逃亡を許さず実現することが是非必要です。そして、これらを通じて、戦後米軍が我が国に駐留を続けるのは、専ら米軍の利益のためであった、実は日本防衛のためではないという事実を、原告の皆さんが確信され、裁判官にも、あるいはそうかもしれないと危機感を持たせることに成功することによって「飛行差し止め」という、本当の解決を裁判所に決断させるという結果を勝ち取れるかどうかの年になるでしょう。それが、昨年残念にも亡くなられた、爆同鈴木委員長の御魂に報いることだと思えます。原告の皆さんのご奮闘をお願いします。



平和運動センターも  
今年も共に頑張ります

神奈川平和運動センター  
事務局長 小原 慎一



政権交代から1年半、年末、新春にかけての様々な集まりでは「政権の迷走ぶり」で話題に事欠かない。政府、とりわけ最高責任者の外交、基地問題等への認識の薄さ、不勉強が露呈し言葉が出ない。外務、防衛官僚や軍事産業の思う壺ではないかと思う。「動的抑止力」なるものを基盤にした「防衛大綱」は何を狙っているのか。自民党政権下でさえ、問われれば「専守防衛が基盤であった。自衛隊を海外に派遣する際も、様々な画策をして『裏口からこっそりと出た』のではないか。装備をより先鋭化し、これまで以上に米軍と緊密に、大手を振って海外に行く、極めて危険な企みといえる。自衛隊員を若干削減した代わりにミサイル防衛をはじめ兵器産業へは大サービスである。こうした政府の姿勢は沖繩や神奈川の基地問題に強く反映する。政権への期待よりも大衆運動の広がりこそが解決への道と銘記したい。「爆同」や訴訟団の長年の運動が見本である。違法爆音の早期解消、米空母の母港撤回に総力を！

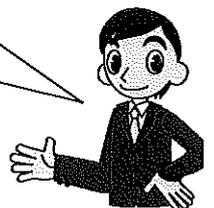
### 今後の口頭弁論期日

次の通り開かれます。毎回2名の原告が本人尋問で法廷に立たれます。各回とも場所と時間は、横浜スタジアム入り口で12時30分です

- \* 第16回 口頭弁論 2月 2日(水) 13時30分 開廷
- \* 第17回 口頭弁論 3月 4日(月) 13時30分 開廷

### ※傍聴のお願いと注意事項

口頭弁論の傍聴について、原告の方には各支部長さんにお申し出下さい。各支部長さんには当日午後1時より裁判所へ直接行かれた方がよいです。傍聴券は抽選により10分までとなります。並んでいただきますのでご注意ください。傍聴券は抽選により10分までとなります。並んでいただきますのでご注意ください。





大和第三支部長 村田 信之



爆音訴訟原告の皆さん明けましておめでとうございます。裁判闘争も4年目に入り、原告・学者・知識人等の証人尋問等最終段階に入り佳境を迎える大事な年になると思われま...

この間を思い起こすと、第四次訴訟開廷はもとより起すこと、第四次訴訟開廷はもとより起すこと、第四次訴訟開廷はもとより起すこと...



ご家族おそろいめで明しい新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。第四次の訴訟が始まって四年目を迎えたことと...

大和第一支部長 加藤 清一郎

第四次厚木爆音訴訟原告の皆さまへ 厚研(略称)からの新年のご挨拶



厚木基地平和利用研究会 代表 中川 敦至

新年明けましておめでとうございます。紙面をお借りして、私ども厚研からご挨拶させていただきます。前年度の厚研の行事には訴訟団の皆さまには大変ご協力頂きまして有難うございました。

今後の厚研運動については映画会の開催など計画しております(皆さまからの提案など歓迎)戦争の非人間的・甚大な被害の認識を深め、米軍の世界戦略に利用されている実態を、より多くの方に直接見ていただき共に知識を深めたいと考えております。

50年代爆音の委員長真屋求さんが作成した「我が市我が街私共の青写真」というプランに「平和と文化を楽しむ」の題名で提案されたこともあり、引地台公園・中学校の建設・国有地・県有地を利用した泉の森などの一部は実現していますが、改めて現時点でのプランなどを描いてみては如何でしょうか。

原告の皆さまのご協力を得て爆音の軽減・解消などに役立つ活動を今後も続けて参りたいと思います。厚研の各種催しに今後も是非ご協力をお願いいたします。

大和第六支部長 (事務局長) 岡本 聖哉



新年あけましておめでとうございます。第四次厚木爆音訴訟も原告本人尋問が進み、いよいよ山場を迎えようとしています。損害賠償はもとより、私たち第四次訴訟団の最大の目的である飛行差し止めを実現させるためには、司法に...

12月20日(月) 第15回口頭弁論が開かれました

\*原告本人尋問で関口安子さんと高口龍介さんが証言 \*国が主張する「昼間騒音控除後W値」に弁護団が猛反論!!

第15回口頭弁論が、去る12月20日(月)13時30分から横浜地裁101号法廷で開かれました。今回は原告本人尋問の第三回目として、永年大和市内の病院で看護師として勤めて来られた関口安子さん(大和市林間一丁目在住:85W地域)と、騒音の最激甚地域でもある父祖伝来の地で地域活動に活躍されている高口龍介さん(大和市福田在住90W地域)のお二人が証言されました。また今回の法廷では、弁護団と国側代理人の間で国側が、「原告の多くは、昼間は騒音区域外の職場や学校に出て騒音の被害を受けていない」と、これまでの判決で否認されているにも拘わらず繰り返して主張してきました。その裏付けとして今回提出してきた「専門家意見の聴取内容報告書」での国側の立証態度について、福田弁護士をはじめ弁護団が猛烈な抗議を行いました。原告本人尋問に関する弁護団の解説と、関口さん、高口さんの陳述書(要旨)と掲載しましたので目を通して、裁判の内容を把握して下さい。

高口龍介さんの本人尋問について

弁護士 佐賀 悦子



平成22年12月20日、野村和造、高橋麻美両弁護士とともに高口龍介さんの尋問を担当しました。高口さんは、基地南側のしかも激甚地区の代表として尋問に臨んで頂きました。基地の南側の福田地区は、のどかな丘陵地帯であり、空がとても広く、引地川を挟んで低層の住宅地が続くとても生活環境のよい地区です。高口さんの尋問では、基地に隣接するこの地域のすばらしい住環境を伝えるとともに、その環境を脅かすものが、唯一「航空機の爆音」であること...

高口さんや奥様などの御家族にとっては、厚木基地の爆音が生活して上で唯一のストレスとなっています。爆音の影響であるのか、高口さん自身や御家族、ご親族にも耳のトラブルを抱える方が多くおられます。また高口さんが抱えている心疾患などにも言及して頂き、一般市民の立場から健康への不安を明確に訴えて頂きました。尋問準備の後半には米軍のジェット機が飛び、また深夜のエンジンテストの騒音が続いた時期もありました。朝方のエンジンテストで睡眠を妨害されたとのことで、早朝、高口さんからご報告のメールを頂戴したこともあり。そういったエピソードも交え、高口さんの思いをしっかりと裁判官に伝えて頂きました。高口さんの語り口は、正直で誠実に溢れたものであり、福田の地への愛情にも満ちていました。裁判官には、大和の地が住民にとって他に代えようのない大切な場所であることがしっかりと伝わったと思います。

最後に、何度も何度もお邪魔する弁護士達におつきあい下さり、多大なご協力を頂いた高口さん、奥様に深く感謝申し上げます。お二人の暖かいお持てなしに弁護士達も癒された日々でした。本当にありがとうございました。

関口安子さんの本人尋問について

弁護士 関守 麻紀子



関口安子さんは、30年もの間、大和市内の病院で看護師として働いてこられた方です。関口さんには、住民の健康被害について、話して頂きました。尋問の準備で関口さんのお話を伺っていて、「患者さんのために、患者さんが少しでも早くよくなるように」と、と精一杯仕事をしてくられたことが、よくわかりました。そのためでしょう。爆音が人の健康にとっていかによくないか、ということ、関口さんは、ご自分の実感として持っていらっしやるのです。私たち弁護士は、航空機騒音が人の健康に及ぼす悪影響について、勉強して理解しましたが、そのことを、関口さんは経験に基づいて話される。非常に心強く感じました。

関口さんは、「爆音地域の人たちは、しなくてよいはずの苦勞をしている」とおっしゃいます。「誰でも生きていくうえで、ストレスがかかっている。病気の人は、さらに、病気というストレスがある。それに加えて、爆音地域の人たちは、爆音というストレスに苦しめられている。ストレスがかかれば、肩こりや頭痛にもなるし、薬を飲めば腎臓や肝臓に負担がかかる。動脈硬化にもなるし、それが進めば心筋梗塞や狭心症にもなることもある。爆音地域の人たちは、相当の犠牲を払わされているはずだ。」そのことを、裁判官に理解してもらいたい、訴えたい、とおっしゃいました。また、関口さんには、昭和62年に起きた厚木基地セスナ機墜落事故の際の怪我人を看護し、航空機事故の被害の凄惨さを目の当たりにしたという経験があり、時間の都合で法廷で述べるができなかったのが、事前に提出した陳述書で、詳しく述べました。

さらに、日常生活の中での被害については、お話し頂きました。「飛行機が飛んでくるとテレビの音が聞こえない」ということは、住民のみならずには言うまでもないことでしょう。けれど、騒音地域に住んだこともなければ、まともに爆音にさらされたこともない裁判官は、なかなか理解されません。そのため、飛行機の音でテレビの音が聞こえないと言うことはどういうことかを、ていねいに、話して頂きました。

関口さんと尋問の準備を重ねるなかで、普通に、一生懸命生きているひとりひとりの住民の生活が、爆音でどれほど傷つけられているかということ、改めて、強く感じました。

裁判所がこの事実を正しく理解し、損害賠償のみならず、飛行差止を認めるよう、みなでがんばって行きましょう。

国は「専門家意見書」の専門家を明らかにせよ！

弁護士 福田 護

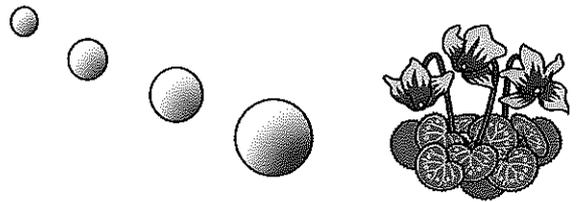


被告国は、「基地周辺住民の多くは、昼間は騒音区域外の職場や学校に出ていて、騒音にさらされていない。だから、昼間の騒音は除外して被害を評価すべきだ」と主張しています。このいわゆる「勤め人論」は、これまで裁判所で認められることはありませんでしたが、厚木第4次訴訟ではかなりこれにこだわってきていて、航空機騒音の程度を表すW値を昼間（午前9時～午後5時）の時間帯を除いて計算し直した「昼間騒音控除後W値」なるものを、今年度中に裁判所に提出すると言っています。

私たち原告弁護団は、W値という科学的評価方法に反する非常識な主張だと批判してきていますが、この度被告国は12月20日の裁判期日に、「昼間騒音控除後W値」の合理性を裏付けるものとして、防衛省の役人が作成した「専門家意見の聴取内容報告書」なるものを書証として提出してきました。

私たち弁護団は、これを見て唖然としました。何と、意見を聞いた「専門家」には氏名等を明かさないという条件で協力を得たので、その氏名・肩書は言えないというのです。書かれている「専門家意見」の内容自体もあいまいなものなので、きちんとした検討が必要なのに、氏名さえ分らないのでは、まともな議論はできません。そもそも学術的・専門的研究には、責任ある言論とこれに対する批判・検討が必要不可欠です。被告国のこんな主張立証態度は、信義に反するものです。

法廷で原告弁護団は、①「専門家ら」の氏名・肩書を明らかにせよ、②明らかにできない理由は何か、③明らかにできないならこの書証を撤回せよ、と被告国に迫りました。「昼間騒音控除後W値」算定に用いる生データを提出せよ、とも求めました。被告代理人は何も答えることができず、「次回までに検討します」と、その場逃れを繰り返しましたが、裁判長からもきちんと対応するように促されました。ですので、「次回」を期待しましょう。



原告本人尋問陳述書（要旨）

【紙面の都合上陳述の一部のみを掲載させて頂きました。ご了承下さい】

患者さんの命を預かる看護師として 爆音をなくして静かな環境を取り戻したい



林間一丁目在住（85W地域）関口 安子さん

私は昭和56年から大和徳州会病院、平成12年から大和清州病院に看護師として勤務し、平成21年6月に定年退職し、平成22年10月からパートで看護師の仕事をしています。

大和清州病院は、防音工事はされておらず窓も2重窓ではありませんでした。

病院の真上を飛行機が飛びます。その時には、窓ガラスはビリビリ、バリバリと音を立てて震えました。

高齢の患者さんも多く、飛行機が飛ぶとその爆音で、患者さんの話は聞こえず、こちらからの話も伝わらず、お互いが聞き返したりして、つい急がせるような優しくない態度になってしまい、自己嫌悪に陥ったりしました。

また、血圧を測っているときなど、聴診器で聞く血管の音が爆音のために聞こえなくなり、飛行機が飛び去るのを待って最初からやり直します。

米軍機の訓練が始まると、ジェット機が繰り返し飛び、数日間続けて爆音が繰り返されます。そのようなときは、患者さんの血圧が普段より高くなる傾向にあります。

平成14年、人工透析室の師長に任命されました。人工透析は1回3～4時間、1週間に3～4回行い、患者さんにとっては非常に辛い治療です。

透析を行うために注射針を命の次に大切な血管に刺すとき、全神経を集中させなければなりませんし、透析中は、集中力を高めて透析機の管理や患者さんの様子を観察しなければなりません。

そんな時に爆音が降り注ぐと集中力は切れてしまい、本当に肝を冷やすことになりました。

看護師仲間の間では「この爆音は何とかならないのか」といつも話題になっています。

裁判官の皆さんに是非この爆音を体験して頂き、爆音から逃れられない地域住民の願いを理解して頂きたいです。

（「看護師の仕事の上での被害」の一部をご紹介します）

のどかな自然の住宅地域を守り 孫や子ども達に静かな環境を！



大和市福田在住（90W地域）高口 龍介さん

私は11年前に定年退職し妻と二人で、厚木基地の南側約400m、滑走路の延長線上から東に約300mの騒音最激甚地区と言っても良い地域に住んでいます。この地区は、ゆるやかな丘陵地帯で近くには引地川など豊かな自然があり、富士山や丹沢連山が一望できるのどかな住宅地です。そんな環境なので、土曜、日曜日に建て売り住宅を見学に来て、たまたま飛行機にも遭遇せず、家を購入して、いざ住んでみると轟音に驚かされ、後悔している人たちがかなりいます。

定年後は再就職もせず、地域活動のお手伝いなどをしながら現在に至っています。従って、自宅にいる日が多く、時には朝から晩まで、一日中轟音の中にたっぷり浸ることもあり、苛立ちと憤激やらかなく、ストレスはたま一方です。

この轟音は、新幹線のトンネルの真ん中で、家の窓を開けた状態で、上下線同時に列車が通過していく音でも、あれほどの轟音は出ないと思います。

たまに見かけますが、曲芸飛行機がいの飛び方をしている場合があります。3機で着陸態勢に入り、1機のみが降下し、他の2機は機体を垂直に傾けながら、円を描いて急上昇する航空ショー並みの飛行には慣りを覚えます。

日常生活では、電話やテレビの音声がかたくなったり、妻や家族との会話が途切れたりすることが頻繁に有ります。電話では、小学校のPTA役員を引き受けた頃、保護者との連絡が取れず、大変な思いをしました。妻との会話も2回、3回と中断されると本当にイライラしてしまいます。私の住んでいるこの地は、古来から人々が生活を営んできた、本来は静かな土地です。今も、保育園で園児がはしゃぎ、小中学校では未来を夢見て多くの児童・生徒が学んでいます。

せめて、この子ども達が大きくなる頃には、静かな環境を与えてやって下さい

そして、この爆音訴訟が、過去の語り草になることを望みます（「爆音の状況と日常生活」の一部を掲載させて頂きました）